

部活動の在り方に関する方針

徳島県立国府支援学校

1 はじめに

本方針は、徳島県教育委員会が平成30年4月に策定した「部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒が生涯にわたって、豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするために、各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう定めるものである。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は「部活動の在り方に関する活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ② 部活動の責任者（以下「顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定の大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加大会日等）を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、顧問の配置に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で決定する等、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定の大会日程等）及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加大会日等）の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第137号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動指針」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害：外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されない。
- ② 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。また、過度の練習がスポーツ障害、外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、

専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- ③ 熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて柔軟に対応する。

4 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(2) 具体的な基準

- ① 原則として週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 1日の活動時間は、年間を通じて平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5 地域との連携と大会・試合の精査

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

校長は、生徒のニーズが、技術や競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の部活動が、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置する。

(2) 地域・保護者等の連携

校長は、地域の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協同・融合した形での地域における活動等のための環境整備に努める。

(3) 学校単位で参加する大会等について

校長は、学校の部が参加する大会や要請により参加する地域の行事や催しの全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する行事や大会を精査する。

本校の現状を踏まえ、生徒の発達段階、競技の特性や活動環境等に応じて、本方針の趣旨に反しない範囲で弾力的に取り扱うものとする。